附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二条第三項の規定による実技試験の免除は、二年以上介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この条において「法」という。）第二条第二項に規定する「介護等」をいう。）の業務に従事した者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定による指定を受けた同法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号に規定する学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前においても、新規則第二十二条第三項の規定の例により行うことができる。

○経済産業省令第五十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項及び第三項、第二十二条第一項、第二十四条の三第一項、第三十四条並びに第三十四条の二の規定に基づき、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)の表中

「使用済燃料再処理等積立金	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）第３条第１項及び附則第３条第１項の規定による積立て並びに同法第７条の規定による取戻しを整理する。」を
「使用済燃料再処理等積立金	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）第３条第１項及び附則第３条第１項の規定による積立て並びに同法第７条の規定による取戻しを整理する。
未収原子力損害賠償支援機構資金交付金	原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）第41条第１項第１号に規定する資金（以下「資金交付金」という。）の未収金を整理する。」に

改める。

別表第一(10)の表の原子力発電費の科目中

「補償費	同上」を
「補償費	「水力発電費」の同項に準ずる。同項の損害賠償費については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第３条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費を整理する場合には、同法第７条第１項に規定する損害賠償措置額の範囲内に限る。原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険金又は原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）の規定による補償金を受け入れた場合は、「補償費（貸方）」を設けて整理する。」に、
「損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定による保険料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）及び原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）の規定による補償料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）を含める。」を
「損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）を含める。
原子力損害賠償支援機構負担金	原子力損害賠償支援機構法第38条第１項に規定する負担金を整理する。原子力損害賠償支援機構一般負担金（同法第39条第１項の規定によりその額が算出される負担金をいう。以下同じ。）及び原子力損害賠償支援機構特別負担金（同法第52条第１項の規定によりその額が加算される負担金をいう。以下同じ。）に区分して整理する。」に

改める。

別表第一(18)の表中

「（何）	負ののれん発生益その他異常な利益でその利益額が重大なものを種類別に科目を設けて整理する。」を
「原子力損害賠償支援機構資金交付金（何）	原子力損害賠償支援機構法に基づく資金交付金を整理する。軽微なものを除く。 負ののれん発生益その他原子力損害賠償支援機構資金交付金以外の異常な利益でその利益額が重大なものを種類別に科目を設けて整理する。」に

改める。

別表第二の第一表中

「使用済燃料再処理等積立金	を	「使用済燃料再処理等積立金 未収原子力損害賠償支援機構資金交付金」に

改める。

別表第二の第二表中

「特別利益（何）	を	「特別利益 原子力損害賠償支援機構資金交付金（何）」に

改める。

別表第二の第五表中

「損害保険料	を

「損害保険料	
原子力損害賠償支援機構負担金	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	
原子力損害賠償支援機構特別負担金	に

改め、同表の記載注意として次のように加える。